

## 資格確認書又は資格情報のお知らせを送付します

7月下旬に世帯主宛に送付しますので、8月1日からは新しい資格確認書又はマイナンバーカードを医療機関の窓口で提示してください。

また、すでに社会保険に加入されているにもかかわらず、まだ国保の喪失手続きをしていない方は、加入先の被保険者証(資格確認書または資格情報のお知らせ)を持参のうえ、役場窓口で切替手続きをお願いいたします。マイナ保険証をご利用の方も、加入保険の変更時は、切替手続きが必要です。

対象者	送付物
マイナンバーカードに健康保険証の紐づけをしている方	資格情報のお知らせ(A4) (加入資格がわかるもの)
マイナンバーカードを作成していない方又は健康保険証との紐づけをしていない方	資格確認書 (これまでの被保険者証と同じ大きさのもの)

※資格情報のお知らせのみでは医療機関受診はできませんので、マイナンバーカードで受診してください。  
 ※マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、従来の被保険者証は廃止されたため、送付物が被保険者によって異なります。

※現在お使いの各種証明等につきましては、誤使用や詐欺被害を防ぐため、裁断等により確実に廃棄してください。  
 ※記載内容等に誤りがあった際は、ご自身で訂正せずに住民課にご連絡ください。

### ～所得申告がお済みでない方へ～

国民健康保険税が軽減にならない、医療費の自己負担限度額が高額となる場合があります。  
お忘れの方は、必ず所得の申告をしてください。

住民課 国保係 ☎55-3112

## 後期高齢だより

### 「後期高齢者医療制度に加入されている皆様へ」

現在お持ちの資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日までとなっています。  
 令和8年8月1日からの医療機関等への受診方法については、次のとおりです。

#### ●令和8年8月1日時点で84歳以下の方

##### \*マイナ保険証をお持ちの方

⇒マイナ保険証での受診をお願いします。

マイナ保険証での受診が難しい場合は、申請により「資格確認書」を交付しますので、役場窓口で手続きをお願いします。

##### \*マイナ保険証をお持ちでない方

⇒これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中にお届けしますので、お手元に届いた「資格確認書」で受診いただけます。

#### ●令和8年8月1日時点で85歳以上の方

⇒これまでどおり、手続きなしで新たな「資格確認書」を7月中にお届けしますので、お手元に届いた「資格確認書」で受診いただけます。



	84歳以下の方	85歳以上の方
マイナ保険証をお持ちの方 (申請により資格確認書の交付も可能)	マイナ保険証 (申請により資格確認書の交付も可能)	資格確認書を申請なしで交付
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書を申請なしで交付	

住民課 ☎55-3112

## 平田村職員採用候補者試験の実施について

令和9年度の平田村職員採用候補者試験を次により実施します。

### ◆試験職種及び採用予定人数

- 試験職種 一般事務職(高校卒程度)
- 採用予定人数 若干名

### ◆受験資格

平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者  
※学歴は問いません

### ◆試験の方法

- 第1次試験  
教養試験・適性検査
- 第2次試験  
面接試験・小論文による筆記試験  
(第1次試験合格者に別途通知します)
- 第1次試験日時及び試験場  
令和8年9月20日(日) 石川町役場 石川町字長久保185-4

### ◆申込用紙の請求

役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「高校卒程度試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。

### ◆受験申込受付期間

令和8年7月15日(水)から令和8年8月14日(金)までに、総務課に提出してください。郵便による申込書提出の場合は、8月12日(水)までの消印のあるものだけに限り受付けます。

総務課 ☎55-3111

## 年金だより

### 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが難しい方が、保険料を「**全額免除**」、「**納付猶予**」または「**一部免除**」することができる制度です。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますのでお早めに申請をお願いします。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

※納付猶予の場合は年金の受給資格には反映されますが、年金額には反映されません。

**全額免除**・・・保険料の全額を免除

**一部免除**・・・保険料の一部を免除(4分3免除・半額免除・4分の1免除)

**納付猶予**・・・保険料を納付猶予

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	17,920円	13,440円	8,960円	4,480円
保険料	0円	4,480円	8,960円	13,440円

一部免除の場合、免除されていない部分の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

**申請期間**／当該年の7月から翌年6月まで

※申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請が可能です。

**申請先**／平田村役場またはお近くの年金事務所で手続きが可能です。

ご不明な点は平田村役場また郡山年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434